

1 当事業所の概要

(1) 事業所の概要

事業所名	株式会社えんむすび
所在地	593-8305 大阪府堺市西区堀上緑町1丁8番63-105
連絡先	TEL 072-269-4388 / FAX 072-269-4389
管理者名	坂上 雅
サービス種類	訪問入浴介護
介護保険指定番号	2776303287号
サービス提供地域	堺市全域

※サービス提供地域について、提供地域以外の方はご相談ください。

(2) 営業時間

平日	午前9:00 ~ 午後18:00
土曜日	午前9:00 ~ 午後18:00
定休日	日曜日・祝日・年末年始(12月31日から1月3日)

(3) 職員体制

	資格	常勤	非常勤	計
管理者	介護福祉士	1名	名	1名
看護職員	准看護師	1名	名	1名
介護職員	介護福祉士等	名	3名	1名

2 事業の目的・運営方針

(1) 目的

要介護状態と認定されたご利用者様に対し、訪問入浴介護のサービスを提供し、居宅においてご利用者様により自立した日常生活を営むことができるように、支援することを目的にサービスを提供します。

(2) 運営方針

ご利用者様の心身状態に応じた適切な訪問入浴介護のサービスを提供します。訪問入浴介護のサービス実施にあたり、サービス従事者の確保・教育・指導に努め、ご利用者様個々の主体性を尊重し、地域の保健医療・福祉など関係機関との連携により、総合的な訪問入浴介護のサービス提供に努めます。

(3) 事業計画及び財務内容について

事業計画及び財務内容については、ご利用者様およびその家族にとどまらず、求めがあれば全ての方が閲覧することができま

3 当事業所の連絡窓口（相談・苦情・キャンセル連絡など）

TEL : 072-269-4388

担当者： 取締役 日根野谷 吉治

受付時間：午前9:00～午後18:00

※ご不明な点はお尋ねください。ご相談については各市区町村でも受付けております。

4 サービス内容

浴槽・その他入浴に必要な設備を持参のうえ、ご利用者の自宅に向き、全身入浴の介助を行います。ただし、ご利用者の心身状況によっては、清拭・部分浴の介助になる場合もあります。

○サービスが提供できる時間帯

	早朝 (6:00~8:00)	通常 (8:00~18:00)	夜間 (18:00~22:00)	深夜 (22:00~6:00)
平日	×	○	×	×
土曜日	×	○	×	×
日・祝日	×	○	×	×

※時間帯により料金が異なります。

5 利用料金

(1) 利用料金

介護保険の給付を利用する場合は、原則として基本料金（料金表）の1割をご利用者様にお支払いいただきます。ただし、介護保険の給付範囲を超えたサービスの利用料金については、全額自己負担となります。

基本料金

	看護職員1名＋介護職員2名の場合	介護職員3名の場合
全身入浴	1349 円	1281 円
清拭・部分浴	1214 円	1153 円

※早朝 (6:00~8:00)・夜間 (18:00~22:00) は基本料金の25%増し、深夜 (22:00~翌6:00) は基本料金の50%増しとなります。

(2) キャンセル料

① ご利用日の前営業日の17時までにご連絡いただいた場合	無料
② ご利用日の前営業日の17時までにご連絡がなかった場合	当該基本料金の100%

※ご利用者様のご都合でサービスを中止する場合は、上記のキャンセル料金をいただきます。キャンセルをされる場合は、至急事業所までご連絡ください。

(3) 介護保険給付対象外サービス

介護保険給付対象外のサービス利用料金は、全額ご利用者様の負担になります。

複写物	1枚につき	10円
		円

(4) その他

ご利用者様の住まいにおいて、サービスを提供するために使用する、水道・ガス・電気・電話などの費用は、ご利用者様の負担になります。

(5) 利用料金などのお支払方法

毎月月末締めとし、当該月分のご利用料金を翌月10日頃までに請求しますので、末日までにあらかじめ指定された方法でお支払いください。※振り込みの場合、振込手数料はご利用者様の負担となります。

6 サービスの利用方法

- (1) サービスの利用開始
訪問入浴計画作成と同時に契約を結んだ後、サービスの提供を開始いたします。なお、居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。
- (2) サービスの終了
 - ① ご利用者様のご都合でサービスを終了する場合
サービスの終了を希望する日の1週間前までに、文書でお申し出ください。
 - ② 当事業所の都合でサービスを終了する場合
やむを得ない事情により、当事業所からのサービス提供を終了させていただく場合があります。その場合は、終了日の1ヶ月前までに、文書で通知いたします。
 - ③ 自動終了（以下に該当する場合は、通知が無い場合でも自動的にサービスが終了します。）
 - ・ご利用者様が介護保険施設に入所した場合
 - ・ご利用者様の要介護認定区分が、非該当〔自立〕と認定された場合※非該当〔自立〕と認定された場合は、条件を変更して再度契約することができます。
 - ・ご利用者様が亡くなられた場合
- ④ 契約解除
 - ・当事業所が、正当な理由なくサービスを提供しない場合・守秘義務に反した場合・ご利用者様またはそのご家族などに対して、社会通念を逸脱する行為を行った場合や、当事業所が破産した場合は、文書で通知することで、ご利用者様は即座に契約を解約することができます。
 - ・ご利用者様またはそのご家族が、サービス利用料金の支払いを1ヶ月以上遅延し、料金を支払うように催告したにもかかわらず30日以内に支払われない場合や、当事業所や当事業所のサービス従事者に対して、本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することで、当事業所におけるサービス提供を即座に終了させていただく場合があります。
- (3) その他
 - ① 交通事情などにより、訪問時間が多少前後することがございます。予めご了承ください。
 - ② ご利用者様またはそのご家族が、当事業所の派遣するサービス従事者の交代を希望する場合は、理由を明らかなりした上で、事業所に対して、サービス従事者の交代を要望することができます。
- (4) 事故発生時の対応
サービス提供中に事故が発生した場合は、関係各位に連絡するとともに、必要な措置を迅速に講じます。

7 緊急時の対応方法

当事業所におけるサービス提供中に、ご利用者様に容体の変化などがあった場合は、事前の打ち合わせによる、主治医・救急隊・親族・介護支援事業者など、関係各位へ連絡します。

主治医	病院名	
	主治医氏名	
緊急連絡先	連絡先	
	氏名	(続柄：)
主治医・ご家族などへの連絡基準		

◎ こんな場合はこちらまで

- ①担当者と連絡を取りたい場合
- ②予約していたサービスの利用を中止したい場合
- ③深夜などに緊急を要する場合

(0 7 2) 2 6 9 - 4 3 8 8

(2 4 時間対応)

- ④サービスの提供に関して苦情や相談がある場合

(苦情申立の窓口)

【事業者の窓口】

担当

取締役 日根野谷 吉治

(0 7 2) 2 6 9 - 4 3 8 8

(その他の苦情窓口)

堺市 堺区役所 地域福祉課 介護保険係 堺市 堺区南瓦町 3-1 (本館 2 階) 電話 072-228-7520 F A X 072-228-7870	堺市 南区役所 地域福祉課 介護保険係 堺市 南区桃山台 1-1-1 電話 072-290-1812 F A X 072-290-1818
堺市 中区役所 地域福祉課 介護保険係 堺市 中区深井沢町 2470-7 電話 072-270-8195 F A X 072-270-8103	堺市 北区役所 地域福祉課 介護保険係 堺市 北区新金岡町 5-1-4 電話 072-258-6771 F A X 072-258-6836
堺市 東区役所 地域福祉課 介護保険係 堺市 東区日置荘原寺町 195-1 電話 072-287-8112 F A X 072-287-8117	堺市 美原区役所 地域福祉課 介護保険係 堺市 美原区黒山 167-1 電話 072-363-9316 F A X 072-362-0767
堺市 西区役所 地域福祉課 介護保険係 堺市 西区鳳東町 6-600 電話 072-275-1912 F A X 072-275-1919	堺市役所 健康福祉局 長寿社会部 介護保険課 堺市 堺区南瓦町 3-1 (本館 7 階) 電話 072-228-7513 F A X 072-228-7853

※ 受付時間 平日 9 時 ~ 17 時 30 分

・大阪府国民健康保険団体連合会

大阪市中央区常磐町 1 丁目 3 番 8 号 (中央大通 F N ビル内)

大阪府国民健康保険団体連合会 介護保険室 介護保険課 1 1 階

電話 06-6949-5418

※ 受付時間 平日 9 時 ~ 17 時

【 事業内容 】

訪問入浴介護

【事業者】

所在地： 大阪府堺市西区堀上緑町1丁8番63-105

法人名： 株式会社えんむすび

代表者名： 日根野谷 恵代 印

【事業所】

事業所名： えんむすびケアステーション

説明者氏名： 日根野谷 謙治

(指定番号 2776303287)

担当者 日根野谷 謙治 より、重要事項説明書の内容について説明を受け、了承しました。

年 月 日

【ご利用者】 住 所 _____

氏 名 _____ 印

【代理人】 住 所 _____

氏 名 _____ 印 (捺 柄)

署名代行理由：

えんむすびケアステーション 重要事項説明

1. 当事業所の概要

事業所名	株式会社 えんむすび
所在地先 連絡	〒593-8305 大阪府堺市西区堀上緑町1丁目8番63-105 TEL(072)269-4388 FAX(072)269-4389
事業所指定番号	2776301349
サービス提供地域	堺市全域

2. 当事業所の職員体制

職種	業務内容等	人員
管理者	坂上 雅	
サービス提供責任者	訪問介護の利用の申込に関わる調整、技術指導、 訪問介護計画の作成等	1名以上
介護福祉士	介護保険法等の関係法令に伴う訪問介護業務等	1名以上
ホームヘルパー2級		3名以上
事務職員	保険請求に伴う業務等	必要数

- (1) 訪問介護員は、介護福祉士または訪問介護員養成研修2級課程以上を修了したものです。
- (2) 介護福祉士は、身体上・精神上の障害により日常生活を営むのに支障がある人の介護を行ったり、また家族介護者等に介護に関する指導を行います。
(介護福祉士養成施設を卒業するか、介護福祉士国家試験に合格することが必要。)
- (3) 訪問介護員は、常に身分を証明する名札を身に付けておられますので、ご確認下さい。

3. 当事業所の営業時間

日曜、祝日、年末年始（12月31日から1月3日）が休日 9:00～18:00（これ以外の時間についてはご相談ください。）	
その他	・ 居宅サービス計画書に計画された場合制約はない。

4. お問い合わせ

- (1) 道路の混雑等で時間が多少遅れることがあります。ご了承ください。
遅くなる場合は、ご連絡いたします。
- (2) 天候により運転に差し支えがある場合電話にてお断りをすることもあります。
(大雨・大雪・台風・地震等)

◎ こんなサービス（ホームヘルプサービス）が利用できます。

介護保険の訪問介護（ホームヘルプサービス）は、サービスの内容により、「身体介護」「生活援助」の2つに分けられます。

まず、「身体介護」「生活援助」とは、それぞれ次のようなサービスです。

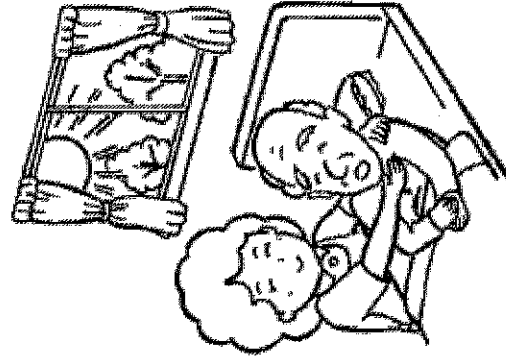
身体介護

ホームヘルパーが

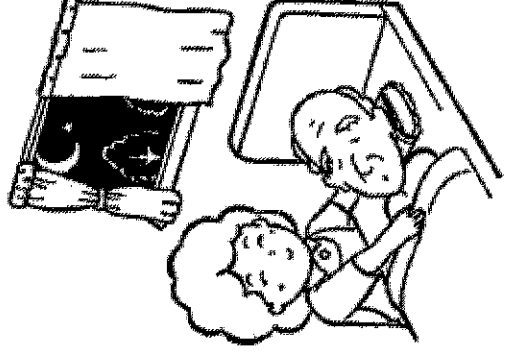
- ①利用者の身体に直接接触して行う介助
- ②介助に必要な準備及び後かたづけ
- ③利用者が日常生活を営むのに必要な機能の向上等のための介助や専門的な援助

です。

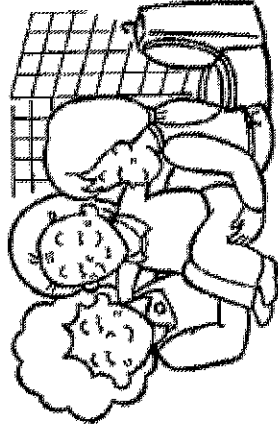
起床介助



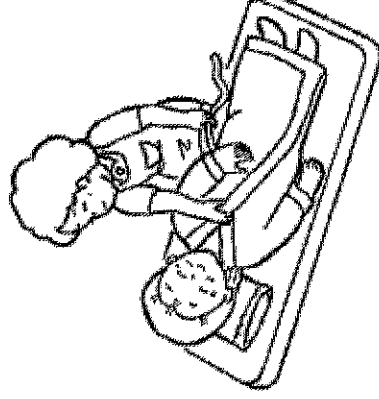
就寝介助



排泄介助



衣服の着脱



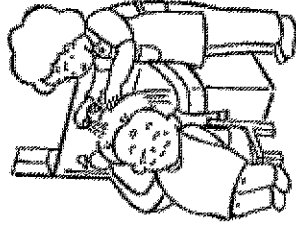
◎ こんなサービス（ホームヘルプサービス）が利用できます。

身体整容

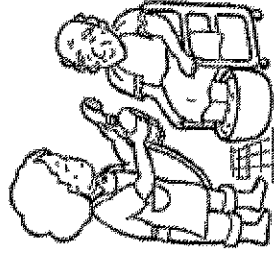
（爪きり・耳かき・髪を梳くなど）



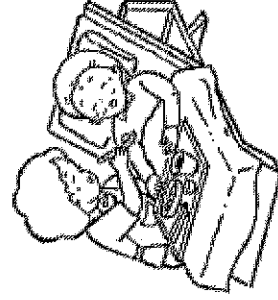
身体の清拭・洗髪



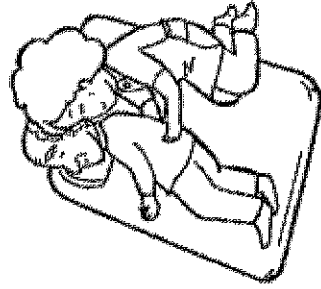
入浴介助



食事介助



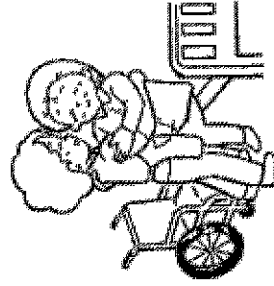
体位変換



服薬介助



移乗・移動介助



通院・外出介助

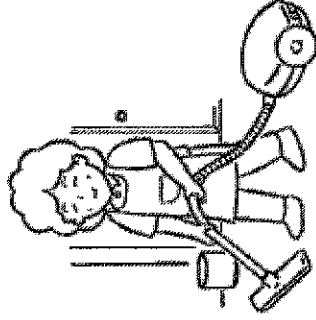


◎ こんなサービス（ホームヘルプサービス）が利用できます。

生活援助

掃除、洗濯、調理などの
日常生活の援助であり、
利用者が単身のため、または家族が障害・疾病などのため、
本人や家族が家事を行うことが困難な場合に
行われるものをいいます。

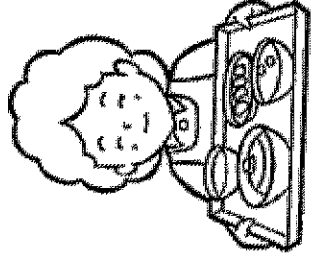
掃除・ごみ出し



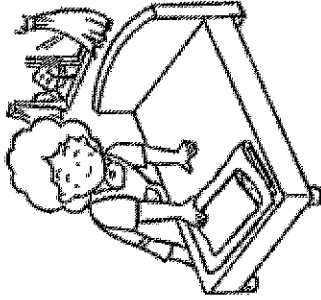
洗濯



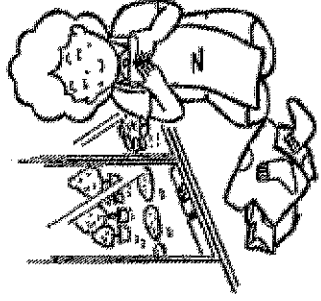
調理



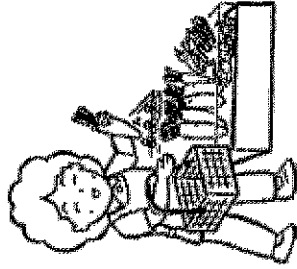
ベッドメイク



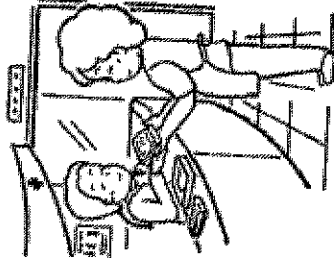
衣服の整理・被服の補修



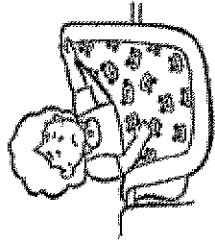
買い物



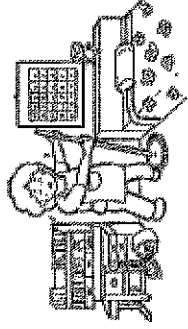
薬の受け取り



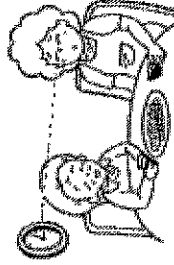
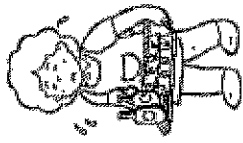
◎ 次のサービスは（原則として）介護保険では提供できません。



利用者本人以外の洗濯・調理・
買い物・布団干し

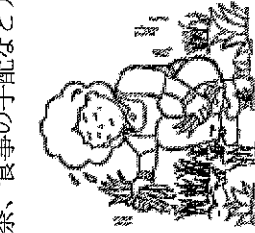


主として利用者が使用する居室等
以外の掃除

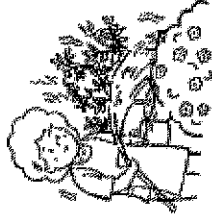


来客の応接
（お茶、食事の手配など）

話し相手のみ・留守番



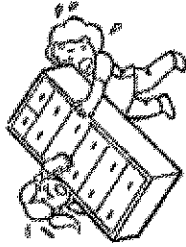
草むしり
（犬の散歩など）



花の水やり

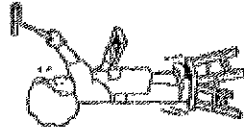


自家用車の洗車・清掃

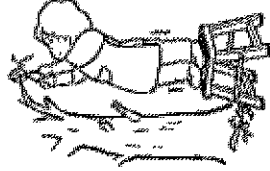


家具・電気器具等の移動、
修繕、模様替え

大掃除、窓のガラス磨き、
床のワックスがけ

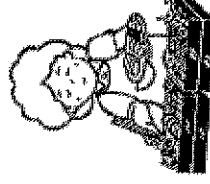


ペンキ塗り



室内外家屋の修理、
（植木の剪定など）

園芸



特別な手間をかけて行う
料理（おせち料理など）

＊医療行為・リハビリ・散歩については行なう事が出来ません。

◎ サービスの料金は、2種類あります。

サービスの利用料は、国が定めた公定価格（介護報酬）の1～2割負担になっていきます。（負担割合証による）

利用料の種類は、次の2種類があります。

①身体介護

（たとえば、簡単な調理の後、食事介助を行う場合など）

②生活援助

（たとえば、利用者の居室から居間までの移動介助を行った後、居室の掃除を行う場合など）

お客様は、身体介護と生活援助のうち、利用される個別のサービスの内容（組み合わせ）により、「身体介護型」、「生活援助型」のいずれかの利用料をお支払いいただきます。

◎ 私の利用料は、「身体介護型」？「生活援助型」？

利用料を決めるためには、お客様が実際に利用されるサービスの種類やその組み合わせを決めていただく必要があります。

訪問介護で提供されるサービスの種類は、「身体介護」に属する①動作介護②身の回り介護③生活介護と、「生活援助」の4種類があります。

身体介護

- ①動作介護 → 体位の交換や服薬の介助など、比較的手間のかからない介護 をいいます。
- ②身の回り介護 → おむつの交換や排せつの介助など、ある程度手間のかかる介護 をいいます。
- ③生活介護 → 食事の介助や入浴の介助など、相当手間や時間がかかる介護 をいいます。

生活援助

- 掃除、洗濯、調理などの日常生活の援助をいいます。

＜各サービスの組み合わせ事例＞

身体介護			生活援助
①動作介護	②身の回り介護	③生活介護	
<ul style="list-style-type: none"> ・服薬の介助 ・水分補給 ・探尿バッグの交換 ・起床介助 ・座位保持 ・就寝介助（臥床介助） ・体位変換 ・移乗介助 ・身体介護サービスに伴う日常相談 	<ul style="list-style-type: none"> ・歩行の見守り ・トイレ誘導 ・更衣の見守り ・入浴の見守り ・整容（爪きり、耳かきなど） ・洗面介助 ・口腔ケア ・部分浴介助 ・部分清拭 ・更衣介助 ・おむつ交換 ・排せつ介助 ・身体介護サービスに伴う専門相談 	<ul style="list-style-type: none"> ・食事介助 ・全身清拭 ・洗髪介助 ・痴呆の方の見守り ・自立生活支援のための見守りの援助 ・入浴介助 ・シャワー浴介助 ・特別食の調理（刻み食、ミキサー食等） ・外出介助・通院介助 	<ul style="list-style-type: none"> ・掃除 ・ごみ出し ・洗濯 ・調理 ・ベッドメイク ・衣服の整理 ・被服の補修 ・買い物 ・薬の受け取り
	○	○	○
○		○	○
○	○		○
		○	○
○			
	○		
		○	
○			○
			○

⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒

身 体 介 護 型	生 活 援 助 型
-----------	-----------

- 身の回り介護や生活介護に分類されるサービスを利用する場合、「身体介護型」の料金となります。
- 動作介護に分類されるサービスを利用する場合、サービスの組み合わせによっては、「生活援助型」の料金になります。

◎具体的な利用料は、次の通りです。

利用料は、サービスの内容・利用する時間帯・利用する時間の長さによって異なります。下の表の「利用料」が利用者が自己負担していただく目安の金額です（「サービス費用」の1割です）。

区分	提供時間	利用料（1回あたり）		
		30分未満	30分以上 1時間未満	1時間以上 1時間30分未満
身体介護	昼間	273円	433円	628円 30分ごとに 89円
	早朝 夜間	342円	541円	786円 30分ごとに 111円
	深夜	410円	649円	943円 30分ごとに 134円

生活支援	提供時間	20分以上 45分未満	45分以上
	昼間	205円	253円
	早朝 夜間	256円	316円
	深夜	307円	379円

※初回利用時（退院後の再利用時等も含む）は、次の加算が発生します。

初回加算	200円（月額）
------	----------

※介護職員処遇改善加算 ① 4%

※昼間（午前8時から午後6時まで）以外の時間帯でサービスを行う場合は、次の割合で利用料が増加します。

提供時間帯	早朝	夜間	深夜
時間帯	午前6時から 午前8時まで	午後6時から 午後10時まで	午後10時から 翌朝午前6時まで
加算割合	25%	25%	50%

※やむを得ない事情で、かつ、お客様の同意を得て2人で訪問した場合は、2人分の料金となります。

サービス提供区分	介護予防訪問介護費 (I)		介護予防訪問介護費 (II)		介護予防訪問介護費 (III)	
	利用料	利用者負担額	利用料	利用者負担額	利用料	利用者負担額
基本	13,118円/月	1,312円/月	2,6236円/月	2,623円/月	41,612円/月	4,161円/月
	9,870円/月 ※上記の80%	987円/月 ※上記の80%	19,740円/月 ※上記の80%	1,974円/月 ※上記の80%	32,080円/月 ※上記の80%	3,208円/月 ※上記の80%
	410円/日	41円/月	810円/日	81円/日	1,320円/日	132円/日
月途中でサービス提供を開始(終了)する場合	320円/日 ×日数	32円/月 ×日数	650円/日 ×日数	65/日 ×日数	1,060円/日 ×日数	106円/日 ×日数
	3級訪問介護員による場合					

加算	加算	利用料	利用者負担額	算定回数等
初回	加算	2,000円	200円	初回のみ
中山間地域等における小規模事業所加算		所定単位数の10/100	左記の1割	1回当たり
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		所定単位数の5/100	左記の1割	1回当たり

要支援度による区分なし

◎ 水道代・ガス代
お客様のご自宅で、サービス実施のために水道・ガスを利用した場合、その代金はお客様の実費負担となります。

◎ 電話代
お客様のご自宅で、サービス実施のためにやむを得ず電話を利用した場合、その代金はお客様の実費負担となります。

◎ コピー代
サービス提供記録(※)等をコピーした場合、お客様の実費負担となります。
(1枚あたり10円)
(※) 事業者は、訪問介護の提供に関する記録を作成し、お客様のサービスの提供の完結の日から2年間保管しています。

◎ その他の料金
○ 介護保険が適用されないサービスを利用する場合、お客様の全額自己負担となります。

◎ キャンセル料
お客様の都合により、予約していたサービスの利用を中止する場合、解約料が必要となる場合があります。詳しくは、下の表の通りです。

サービス提供の前日の午後5時までに連絡がない場合	利用料自己負担分の100%をいただきます。
サービス提供の日、訪問をしてキャンセルになった場合	利用者自己負担分の200%をいただきます。

※ただし、お客様の容態の急変など、緊急やむを得ない事情がある場合は、キャンセル料は不要です。

◎ 解約料
当社に7日前までに解約を申し出ていただきましたら、希望する日に解約することができます。

◎ 要介護認定の申請前や申請後で要介護認定前にサービスを利用した場合
要介護認定の申請前または申請後で要介護認定前でもサービスを利用できませんが、認定の結果自立となった場合には、所定の利用料を負担していただきます。また、認定結果によって、利用限度額を超えた場合は、その超えた分をご負担していただくこととなります。

◎ 支払方法

○毎月10日集金に御伺い致します。

◎ 虐待の防止について

事業所は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

○虐待防止に関する責任者を選定しています。

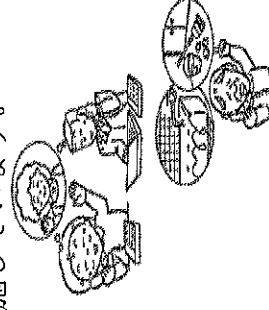
虐待防止に関する責任者	代表取締役	日根野谷 恵代
-------------	-------	---------

○成年後見制度の利用を支援します。

○苦情解決体制を整備しています。

○従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

○介護相談員を受入れます。



◎ 緊急時の対応方法

お客様の病状の急変やその他必要な場合には、主治医（かかりつけ医）ならびにご家族の方に直ちに連絡し、必要な措置を講じます。

主治医	利用者の主治医	
	所属医療機関名称	
	所在地及び電話番号	
家族等	緊急連絡先の家族	
	住所及び電話番号	

◎ ケマネジャーや主治医（かかりつけ医）との連携

○当事業所は、サービスの提供にあたり、ご担当のケマネジャーや主治医（かかりつけ医）との緊密な連携を図り、より良いサービスを提供いたします。

○また、お客様がケアプラン（居宅サービス計画）の変更を希望される場合は、速やかにご担当のケマネジャーへ連絡し、調整いたします。

◎ 事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定訪問介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業所等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、利用者に対する指定訪問介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

なお、事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

加入保険会社名 保険名 保障の概要	東京海上日動火災 居宅介護事業者賠償責任保険 CSL 第三者賠償
-------------------------	---

◎ 日常的金銭管理・財産管理・権利擁護等への対応

○当事業所は、お客様にサービスを提供する際に付随した日常的金銭管理・財産管理については、生活援助として行う買い物等に伴う少額の金銭の管理以外は、取扱いしません。

○お客様に日常的金銭管理や財産管理の必要が生じた場合、また財産侵害や虐待等に対するお客様が権利擁護等の必要が生じた場合には、お客様のご希望も踏まえながら、適切な公的窓口等の第三者機関をご紹介いたします。

◎ プライバシーについて

- 当事業所は、お客様にサービスを提供するうえで知り得た情報は、決して第三者に漏らすことはありません。契約終了後も同様です。
- サービス担当者会議などお客様やそのご家族の情報を利用するには、お客様との同意が必要となりますので、ご了承ください。

<p>① 利用者及びその家族に関する秘密の保持について</p>	<p>○事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。</p> <p>○事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。</p> <p>○また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後も継続します。</p> <p>○事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなっただ後においても、その秘密を保持する旨を、従業者との雇用契約の内容とします。</p>
<p>② 個人情報の保護について</p>	<p>○事業所は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いませぬ。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いませぬ。</p> <p>○事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものその他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとして、</p> <p>○事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとして、（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）</p>

◎ こんな場合はこちらままで

- ①担当者と連絡を取りたい場合
- ②予約していたサービスの利用を中止したい場合
- ③深夜などに緊急を要する場合

(0 7 2) 2 6 9 - 4 3 8 8

(2 4 時間対応)

- ④サービスの提供に関して苦情や相談がある

場合

(苦情申立の窓口)

担当

取締役 日根野谷 吉治

(0 7 2) 2 6 9 - 4 3 8 8

(その他の苦情窓口)

堺市 堺区役所 地域福祉課 介護保険係	堺市 南区役所 地域福祉課 介護保険係
堺市 堺区南瓦町 3-1 (本館 2 階)	堺市 南区桃山台 1-1-1
電話 072-228-7520 F A X 072-228-7870	電話 072-290-1812 F A X 072-290-1818

堺市 中区役所 地域福祉課 介護保険係	堺市 北区役所 地域福祉課 介護保険係
堺市 中区深井沢町 2470-7	堺市 北区新金岡町 5-1-4
電話 072-270-8195 F A X 072-270-8103	電話 072-258-6771 F A X 072-258-6836

堺市 東区役所 地域福祉課 介護保険係	堺市 美原区役所 地域福祉課 介護保険係
堺市 東区日置荘原寺町 195-1	堺市 美原区黒山 167-1
電話 072-287-8112 F A X 072-287-8117	電話 072-363-9316 F A X 072-362-0767

堺市 西区役所 地域福祉課 介護保険係	堺市役所 健康福祉局 長寿社会部 介護保険課
堺市 西区鳳東町 6-600	堺市 堺区南瓦町 3-1 (本館 7 階)
電話 072-275-1912 F A X 072-275-1919	電話 072-228-7513 F A X 072-228-7853

※ 受付時間 平日 9 時～17 時 30 分

・大阪府国民健康保険団体連合会

大阪市中央区常磐町 1 丁目 3 番 8 号 (中央大通 F N ビル内)

大阪府国民健康保険団体連合会 介護保険室 介護保険課 1 1 階

電話 06-6949-5418

※ 受付時間 平日 9 時～17 時

◎ 契約の終了

お客様が介護保険施設に入所（入院）した場合や自立（非該当）と認定された場合などは、契約は自動的に終了します

◎ 解約について

お客様は、当社が正当な理由なくサービスを提供しない場合などには、文書で通知を行い、直ちに契約を解約することができます。
当社が事業を休廃止する場合や、やむを得ない事情によりサービスの提供が困難になった場合に、契約を解約する場合があります（1か月前に文書でお知らせいたします）。

令和 年 月 日

指定介護サービス指定介護予防訪問介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

事業所名	えんむすびケアステーション
所在地	大阪府堺市西区堀上緑町1丁8番63-105
説明者職名	サービス提供者責任者
氏名	日根野谷 謙治 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受けました。

ご契約者	印
住所	
氏名	

代理人	印
住所	
氏名	

※この重要事項説明書は、厚生省令第35号（平成18年3月14日）第8条の規定に基づき、利用申込者またはその家族への重要事項説明のために作成したものです。

